

## 福島市立吾妻中学校「いじめ防止基本方針」

### 1 はじめに

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行された。この法律は、いじめが、いじめを受けた生徒の尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人間として決して許されない行為であることから、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として制定された。その中で、学校においていじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めること（第13条）が明記されている。

また、福島市内公立小学校において発生したいじめへの対応に対する「福島市いじめ問題対応改善有識者会議」からの提言を踏まえて令和5年6月23日に施行された、「福島市いじめ防止等に関する条例（令和5年6月改正）」において、市立学校は「市いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針及び具体的な取り組みを定めること（第11条）が明記されている。

本校においては、「福島市いじめ防止基本方針」が令和5年8月に改訂されたことを受け、これまでの「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行った。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍している学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

- (1) いじめは全ての生徒に起こりうる問題であることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることをめざす。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめが発生した場合は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下で、いじめの問題の克服を目指す。
- (4) いじめは現に起きているという基本認識に立ち、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを発見した際は、適切かつ迅速にこれに対処する。

### 3 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育、体験活動、生徒指導の充実を図るとともに、心の居場所としての学級経営、集団づくりの充実を図る。
- (2) 保護者、地域、関係機関との連携を図る。

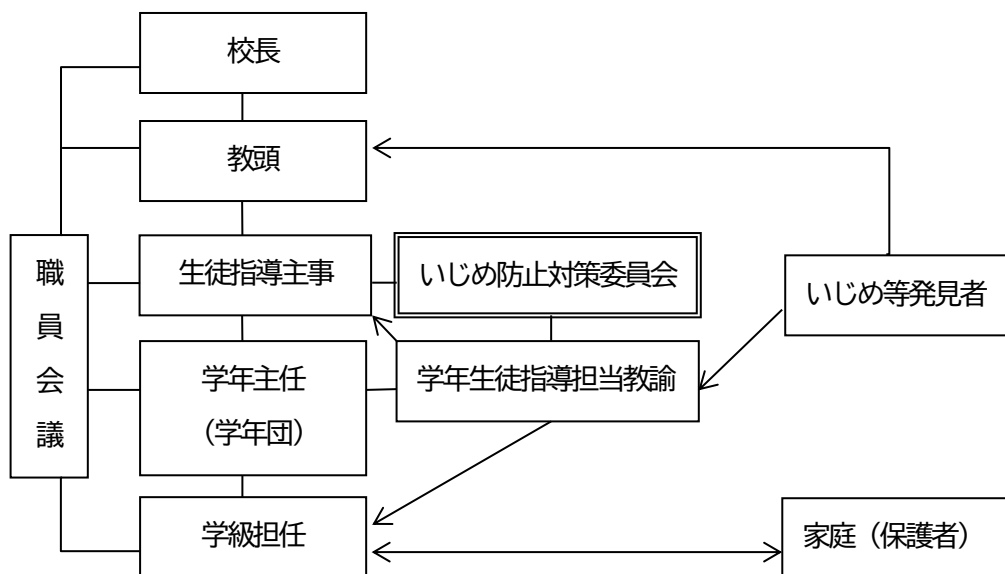
- (3) いじめの防止に資する活動であって生徒が自主的に行うものに対する支援を行う。
- (4) 生徒及びその保護者並びに教職員にいじめ問題への取組の重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。
- (5) 学校におけるいじめを早期に発見するため、生徒に対して定期的な調査等を行う。
- (6) 生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整える。その際、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利等が擁護されるように配慮する。
- (7) 教職員に対し、「いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく」方策に関する研修や、生徒が自らいじめを生まない学校風土づくりに主体的に関与できるよう、教職員の指導力向上を目指した研修を計画的に実施する。
- (8) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対してインターネットの取扱いを含めた啓発を行う。

#### 4 いじめの防止等のための組織

- (1) 学校いじめ対策組織（以下「いじめ防止対策委員会」）の設置

- ① 校長を委員長とし、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、特別支援主任、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者によって組織する。
- ② 週1回の生徒指導委員会において、定期的に行われ、いじめ防止に向けた情報交換、共通理解、対策等の検討を行う。

- (2) 報告・指導系統



- (3) 対応の実際

	具体的な対応
校長・教頭	○全体の指導・助言    ○教育委員会への報告・連絡・相談 ○関係機関との連絡・相談    ○マスコミ等への対応
生徒指導主事	○いじめ防止対策委員会の主催    ○指導態勢・対応策の策定 ○生徒・保護者への啓発活動    ○調査の実施と報告

各学年生徒指導 担当教諭	○学年内のいじめに関する状況把握と報告 ○対応状況についての報告・連絡・相談   ○全体指導記録の集約・整理
養護教諭	○保健室来室生徒の情報提供   ○いじめを受けた生徒の保護・相談
学年主任 (学年団)	○学年会の主催   ○担任への指導・助言   ○学年態勢作り (○いじめ事案の共通理解   ○学年組織としていじめへの対応)
学級担任	○日常の生徒観察、教育相談等によるいじめの実態把握 ○いじめを受けた生徒、いじめをした生徒への対応(聞き取り、指導) ○家庭との連携   ○生徒個々の記録の累積
部活動顧問	○部内の人間関係の把握・指導
教育相談係	○教育相談計画の作成   ○カウンセリング
情報教育担当者	○情報モラル教育の推進

## 5 いじめの早期発見、未然防止のための対策

### (1) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業における、「B主として人との関わりに関すること」「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の内容を要として、学校の教育活動全体を通じて、生命を尊重する心、思いやりのある心等の醸成を図る。
- ② いじめは人間として決して許されない行為であることを繰り返し指導する。(本法 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。)

### (2) 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の推進

自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験や幼・保・小・中接続事業を通じた異年齢集団との交流体験を推進する。

### (3) いじめ防止につながる発達支持的な生徒指導の推進

- ① ストレスマネジメントなどの心の授業の実施
- ② コミュニケーション能力や表現力を育成するソーシャルスキルトレーニング等の実施
- ③ 多様性を認め、相手を尊重しながら行動する態度の育成

### (4) 早期発見のための措置

- ① 年間3回(5月、10月、1月)のいじめ調査を教育課程に位置づけて実施し、複数人で確認を行うことで実態を把握し、いじめ事案への組織的対応を行う。
- ② 全教職員が、常に生徒に目を向け、いじめの兆候を把握しその兆候を見逃さない。
- ③ 学級担任は、学級に対して、日頃より十分に指導し、教師が「いじめは決してゆるされない」という姿勢を学級に浸透させる。また、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を醸成し、いじめ等の情報は早急に担任に相談できる雰囲気づくりに努める。
- ④ 学級担任は、日頃より家庭との連絡を密に行い、保護者からの情報収集に努める。

### (5) 教育相談体制の整備

- ① 定期的な二者相談、三者相談を通して、生徒及び保護者のいじめに関する実態把握を行う。
- ② 日頃より、受容的な態度で生徒に接し、生徒からの相談等に積極的に耳を傾け、生徒の実態把握を行う。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 技術・家庭において情報モラル教育を計画的に行い、ネットトラブル等の事例等についても指導する。
- ② 生徒及び保護者を対象とした学習会を開催し、情報端末の正しい利用の方法についての啓発活動を行う。

(7) その他

- ① 学年だより等による、積極的な啓発活動を行う。
- ② 生徒会によるいじめ根絶に向けた、自治的な活動を支援する。
- ③ いじめ相談窓口を生徒に周知する。

福島いじめSOS (福島県教育委員会) 0120-916-024 ダイヤルSOS (福島県教育委員会) 0120-453-1411

## 6 いじめの事案に対する対応

(1) いじめの相談を教職員が受けた場合

- ・ 相談を受けた教職員は、該当学年生徒指導担当教諭に相談の内容を報告する。
- ・ 該当学年生徒指導担当教諭は、生徒指導主事に報告する。
- ・ 該当学年生徒指導担当教諭が中心となり、該当生徒、周囲の生徒、加害生徒等から事実確認を行う。
- ・ 必要に応じて、質問紙等による調査を行う。

(2) いじめの事実を確認した場合

- ・ いじめの事実を確認した教職員は、各学年生徒指導担当教諭をとおして生徒指導主事に報告する。
  - ・ 生徒指導主事は、いじめ防止対策委員会（臨時）を開催し、いじめの事実の概要確認及び、今後の対応について協議する。
  - ・ 学年生徒指導担当教諭が中心となり、被害生徒、周囲の生徒、加害生徒等から事実確認を行う。
  - ・ 今後の対応について被害生徒に説明するとともに、いじめの事実と今後の対応について、被害及び加害生徒の保護者に伝え、今後の指導内容について被害生徒及び保護者の同意を得る
  - ・ 各学年生徒指導担当教諭は生徒指導主事をとおしていじめ防止対策委員会に報告する。
  - ・ いじめ防止対策委員会の協議のもとで、いじめの認知について判断し、認知した場合はいじめを受けた生徒及び保護者への支援、及びいじめを行った生徒及び保護者への助言・指導を行う。いじめとして認知しなかった場合も、双方（被害生徒・加害生徒）の保護者に事実を伝える。
  - ・ いじめとして認知した場合は、校長は、いじめの事実及びその後の措置を教育委員会に報告する。
  - ・ 各学年生徒指導担当教諭は、学年会においていじめの事実の概要の共通理解を図り、全ての教職員により継続的な指導・支援を継続する。
  - ・ スクールカウンセラーとの連携等により、該当生徒への継続した支援・心のケアを行う。
- ※ 校長及び教員は、いじめを行っている生徒に対して教育上必要がある場合は、懲戒を加えることができる。(第25条)

(3) インターネットによるいじめが生じた場合

- ・ (2) いじめの事実を確認した場合と、同様の対応を行う。
- ・ 各学年生徒指導担当教諭は、サイトの掲示板の確認、画面の保存、印刷、保管等を行う。
- ・ 校長は、必要に応じ、警察等の専門機関に相談する。県警察本部県民サービスセンター 024-533-9110

(4) いじめを受けた生徒が教室での学習に不安を訴えた場合

- ・ いじめ防止対策委員会で対応を協議する。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を保障するため、状況によりいじめを行った生徒及び保護者へ説明を行ったうえで、いじめを行った生徒を別室で学習させる。
- ・ 別室での学習を行わせる場合は、該当する生徒に不利益にならないように配慮し、該当学年生徒指導担当が学習支援計画を作成し、いじめ防止対策委員会に報告する。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合

- ・ 校長は、警察に通報し、警察との協力体制の下で指導、支援を進める。

(6) 重大事態が発生した場合 ○生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合○生徒がいじめにより長期にわたり欠席を余儀なくされている疑いがある場合○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

- ・ (2) いじめの事実を確認した場合と、同様の対応を行う。
- ・ 質問紙調査等を行い、事実関係を正確に把握し、記録を集積する。
- ・ 臨時いじめ防止対策委員会（職員会議）を開催し、いじめの概要を確認する。
- ・ 校長は、教育委員会を通して、7日以内に重大事態が発生したことを市長に報告する。
- ・ 不登校重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会に適切な外部人材を加えて調査を行い、調査報告書を作成する。なお、いじめ問題の内容によっては、調査組織が変わる場合もある。
- ・ 臨時PTA総会・緊急保護者会等を開催し、いじめ事案の概要と対応等について説明を行う。

(7) 生徒にけががある場合

- ・ 教育計画 生徒指導全体計画 (3) ⑥校内での生徒が怪我をした場合による。

(8) 保護者への情報提供及び支援・指導の留意点

- ・ いじめをうけた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との関係が悪化しないように、保護者へ対して適切な情報の提供と指導の方針や経過の報告等を行い、支援・指導にあたる。
- ・ 保護者への情報提供及び支援・指導は、原則として中学校に保護者が来校しておこなう。必ずいじめ防止対策委員を含めた複数の教職員で対応するとともに、その際の記録を取る。
- ・ 誤解等が生じないように、原則としていじめをうけた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者のみでの面会、協議等は避ける。
- ・ いじめの解消の判断について、以下の内容を双方（被害生徒・加害生徒）の保護者に説明し、理解を得る。

いじめの解消

- いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- 被害生徒が苦痛を感じていないこと（被害生徒及びその保護者に確認する）
- 解消後、またいじめが起こってしまわないように見守っていくこと

7 いじめ対応についての評価・改善

- (1) 各学期末に「福島市いじめ防止基本方針 平成29年7月（令和5年8月改定）」のセルフチェックシート（P.27,28）を全教職員で確認する。
- (2) 2学期末に今年度の「未然防止」「早期発見」「いじめ対応」それぞれの取組について全職員で確認する。
- (3) 学校評価（生徒・保護者・教職員）において、今年度のいじめ対応についての項目を設定し、自己評価

及び学校関係者評価を行う。

- (4) 評価の結果を全職員で確認し、学校いじめ防止基本方針に反映する。
- (5) 生徒を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて学校のいじめ防止基本方針の見直しを行う。
- (6) 年間を通していじめの発生が零件であった場合は、その事実を生徒及び保護者に周知する。

令和5年度 学校いじめ対策組織(いじめ防止対策委員会) 年間活動計画

福島市立吾妻中学校

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	公立学校長(教頭)会議 職員会議 生徒指導協議会 校長(教頭)いじめ 対応研修	いじめ対応に関する共通理解 申し送り事項確認 学級づくり 授業参観(学年・学級懇談会)	家庭訪問 アイリス学園訪問
5月	いじめへの法的 対応に関する研修会  職員会議	登校指導・下校指導  特愛生徒についての情報交換 情報モラル教室	青葉学園訪問  生活アンケート①
6月	職員会議		Q-Uテスト
7月	職員会議 Q-Uに基づく 校内研修会	授業参観(学年・学級懇談会) 教育講演会	3年教育相談
8月	吾妻地区研究協議会 職員会議		夏休み明けの観察
9月	職員会議 生徒指導協議会		
10月	職員会議 いじめ対応研修会	秋華祭(文化祭)	教育相談(二者) 生活アンケート②
11月	職員会議		教育相談(三者)
12月	職員会議		
1月	職員会議		冬休み明けの観察 生活アンケート③
2月	職員会議	新入生保護者説明会 授業参観(学年・学級懇談会)	
3月	職員会議 生徒指導協議会		

生徒指導委員会・学年会(毎週)  
情報交換及び対策の検討

授業・休み時間・部活動における生徒観察

